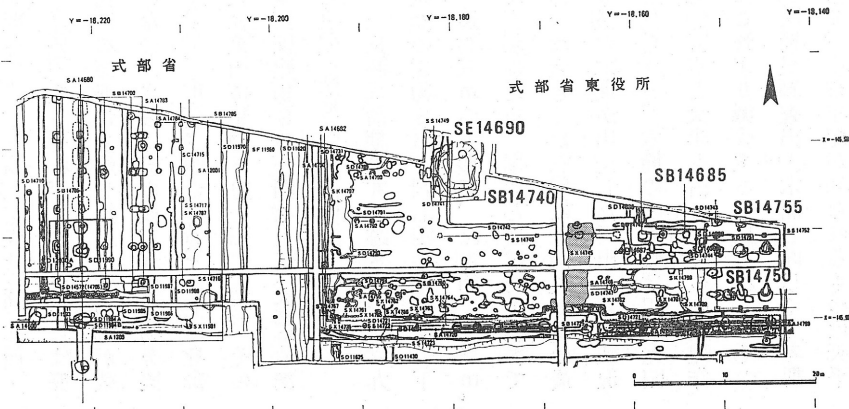


奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九九一年(平3)三月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
調査地は平城宮南面の東門である壬生門を入った東側にあたり、宮東南隅に近く、東は第三二次補足、南は第一五五次、西は第一六五次と第二二〇次の各調査区にそれぞれ接し、北は近鉄の軌道敷に限られる。東隣の第三二次補足調査では、一三〇〇〇点弱にのぼる考課関係の木簡が出土している。壬生門の内側の東西に、式部省と兵部省が相對する形で配置されていたことは、平安宮「宮城図」から知られていたが、平城宮においても同様の配置をとることが、一九八九年以来の壬生門周辺地区の調査によって明らかになっている。本調査は式部省官衙の西南部を対象とした第二二〇次調査に引き続き、第二二二次調査として、同官衙東南部と、その東側に位置する官衙の様相を明らかにすることを目的に行なったものである。

調査の結果、式部省に関わる遺構として、その東面及び南面を画する築地塀・礎石建ちの南北棟建物を検出した。後者は梁間二間(柱間九尺)・桁行五間(同一四尺)の身舎に、当初西庇(庇の出二尺)が付くが、後に東庇(同一〇尺)に作り替えられ、さらにその後これを建て替えて東へ伸ばしている(同一四尺)。第二二〇次調査では、この建物と南門をはさんで東西対称の位置にほぼ同規模の南北棟を検出している。これにより、式部省内は、今回検出の建物を東第二堂とするコ字形の建物配置をとることが判明した。ただしこれらの遺構は奈良時代中頃から後半にかけてのものであり、奈良時代初めにはこの



第二次朝堂院地区の南方地区は、南北棟建物の下層で検出した南北塀と南面大垣に先行する東西塀で大きく区画されていたが、その内部の建物遺構等はこれまでのところ検出されていない。

一方その東側では、式部省東築地塀の東を南北に走る道路（両側溝心々距離六・一m）をばさんで、官衙跡（式部省東役所）を検出した。そこは奈良時代初めには、掘立柱塀によって区画される一郭である。その規模は、発掘区外に伸びるため不明であるが、南北二〇m以上、東西は五〇m以上になる。南面には西端から約二九mの所に幅四・五mの出入り口を設ける。その内部では梁間二間（柱間八尺）・桁行二間以上（同八尺）の南北棟掘立柱建物S B一四六八五と井戸S E一四六九〇を検出した。

式部省地区に建物が造営される奈良時代中頃になると、掘立柱塀は築地塀に作り替えられる。南面築地塀が、第三次補足調査で確認した築地塀の延長に当たるとすれば、この式部省東役所の東西長は全長八〇m以上になるが、その接続については、現存する水路のため調査できず、確認するに至っていない。区画内部では、前期の出入口の位置を踏襲した礎石建ちの棟門の北に、東西二九・一m、南北一〇m以上の東西棟建物の基壇S B一四七四〇がある。その裾には凝灰岩地覆石の痕跡が残るが、削平により建物規模は不明。南門から基壇までは、拳大かやや小さめの石を甲盛りに敷き詰めた幅約四・二m、長さ九mの歩道がある。

この区画内では、その後南縁部に鑄銅工房が営まれる。すなわち、南面築地塀西端に接した東西四間（約一三・五m）、南北一間（約四・五m）の建物内部を東西に三つに仕切り、それぞれに炉ないしは焼けた小穴、土坑が付属する。南門の東側にも炉や焼けた穴の跡が残るが、覆屋などは検出されていない。さらにその後、基壇建物を壊し、南門の東に梁間二間（柱間八尺）、桁行三間（同九尺）以上の身舎に南庇（庇の出五尺）が付く掘立柱東西棟建物S B一四七五〇、その北に柱筋を揃えて建つ掘立柱東西棟建物S B一四七五五（大部分が調査区外のため詳細不明）が造られるが、奈良時代末には廃絶する。

さて木簡は式部省東役所の、奈良時代前期の井戸跡S E一四六九〇から出土した。この井戸は後期の建物S B一四七四〇の基壇の下層で検出したもので、掘形は一边約五mの方形で、深さ約二・二m。井戸枠は抜取られ、抜取り跡は崩壊のため、掘形とほぼ同規模まで広がっている。抜取り跡の堆積土は大きくは三層に分かれ、その最上層である黒灰色粘土層から大量の木簡が出土した。出土した状況からは、一括投棄されたものと見られる。木簡の総点数は四七九四点である。そのうち削屑が四七〇五点と大半を占め、今後の整理作業で接続が判明すれば、点数はこれより減少すると見られる。その内容は後述するように、第三次補足調査出土木簡と同じく、考課木簡等式部省に関わるものであり、その年紀が知られるものは天平元年と同三年である。また伴出遺物には瓦・土器類、へら・杓子・

1991年出土の木簡

- | | | |
|------|--|-------|
| (54) | 三考播磨国 <small>〔按察カ〕</small> □□使徒 <small>〔四カ〕</small> □□ | 191 |
| (53) | 飛驒国史生□□ | 191 |
| (52) | 造 <small>〔難波宮カ〕</small> □□□□ | 191 |
| (51) | □難波宮司工 | 191 |
| (50) | 撫使判□□ <small>〔官カ〕</small> | 191 |
| (49) | 造宮省工部少初位 | 191 |
| (48) | 右馬寮馬部□□ | 191 |
| (47) | 右兵衛□□ | 191 |
| (46) | 園池司 | 191 |
| (45) | □□ <small>〔内膳司カ〕</small> □□ <small>〔上日五十〕</small> | 191 |
| (44) | 中等正親□□ | 191 |
| (43) | 『医 <small>〔醉〕</small> 医鳥』
医博士選医師□□
『凡凡田田□謹』 | 191 |
| (66) | □□□□連□□
大倭国添上郡 | 191 |
| (65) | □□喜郡人 <small>〔国綴カ〕</small> | 191 |
| (64) | 山背国愛宕郡 | 191 |
| (63) | □□ <small>〔嶋カ〕</small> 右京□□ | 191 |
| (62) | □秀年卅□□ <small>〔八カ〕</small> 五考
右京人 | 191 |
| (61) | □故二品吉備内親王宮 | 191 * |
| (60) | □□ <small>〔新カ〕</small> 田部親王宮蔵司主典任□□ | 191 |
| (59) | 一品舍人親 | 191 * |
| (58) | 『今无□□ <small>〔故カ〕</small> 不上』 <small>〔上カ〕</small> 蔭孫 | 191 |
| (57) | □□ <small>〔蔭カ〕</small> 位統勞従八位□□ | 191 |
| (56) | □□ <small>〔阿波 博カ〕</small> 国□□ | 191 |
| (55) | □考淡路□□ <small>〔国カ〕</small> | 191 |

- (104) 天平元年八月五
- (103) 廿七日遭親父喪解
- (102) 〔依カ〕
 考不足 〔除選カ〕
- (101) 勅進一階 〔叙カ〕
- (100) 〔死カ〕
 罪
- (99) 〔続カ〕
 勞
- (98) 中等
- (97) 五上等
- (96) 供承得 〔済カ〕
- (95) 小心謹卓執当幹
- (94) 最四
- (93) 五
二 中中
- (92) 四中上 善六
- (91) 五中上 善六

091 *
091
091
091
091
091
091
091
091 *
091
091
091
091 *
091

- (116) 選中造物 障子繩 〔卅七段カ〕
- (115) 銀鉢四口 銀壺十口
- (114) 知金銀銅堀裁
- (113) 盃覆二蓋
- (112) 〔釘カ〕
 一千二百九十四隻 蟹目釘四百五十隻
- (111) 大斗百村 小斗五十四
- (110) 卅七枝 窓 〔間カ〕
卅八枝
- (109) 廡 〔廊カ〕
- (108) 土居桁
- (107) 注連五十二枝 梁五十四枝
- (106) 修理蓋瓦倉二間
- (105) 年冊 〔×卅〕
天平三年五月

091
091
091
091
091 *
091
091
091
091
091
091
091
091 *
091

(3)の下端は二次的切断である。左右両辺とも割れている。もとは別の墨書があったものを、表面を削って再利用したものであり、削り残りの墨書が残る。考目録は延喜式部式考問条によれば、考文をもとに式部省で一二月三〇日以前に、選目録とともに作成され、翌年二月一〇日に太政官に送られた。同条にはまた考・選の別記を作ることもみえる。式条に見える考目録は紙の文書であるので、本木簡自体は考目録ではない。「一番」とあり、太政官以下職員令に見える官司の順に官司名が書かれていることからすると、別記や考目録の作成にあたっての作業分担を示す役割を持つものかともみられる。式条には「考番史生」「選番史生」の語もみえ、これらの作業は番を作ってなされたと考えられる。

(4)は掃部司の選文に付けられていた付札であるが、延喜太政官式諸司畿内考文条等によれば、諸司の長上官の考文と選文は、一〇月一日に弁官に集められ、弁官は目録を作り太政官に申上し、そこから文官のものは式部省に、武官のものは兵部省に下すことになっていた。また番上官の考選文は一〇月二日に省に集められた。この掃部司の選文もこうして式部省に届いたものであろう。(7)はもと短冊形の本木簡の側面に穴を貫通させている〇一五型式であったものを、先をとがらせ別の用途に用いたものである。阿倍朝臣広庭は神亀四年(七二七)一〇月に従三位で中納言となり『続日本紀』同月甲戌条、以下、日付のみを記すのはすべて本書)、天平元年(七二九)八月、

光明子が皇后になった際には、勅を宣している(同月壬午条)。(10)に見える「聖母神皇」は則天武后の尊号である。『日本国見在書目録』(惣集家)に「聖母神皇垂拱後集」「聖母集」がみえる。(21)の「□寮」が内匠寮であるなら、それは神亀五年七月二日に新設された、中務省被管の令外官である。

(43)中に見える「医博士(士カ)選医師」は大宝医疾令の令文の一部である可能性がある。養老医疾令は『令義解』『令集解』とも欠失しているが、『政事要略』などにより条文が復原されている。その医博士条の復原条文は「医博士、取医人内法術優長者為之、按摩呪禁博士亦准此」というものである。しかるに平城宮跡出土木簡中に、同条を習書したものがあり(『平城宮木簡』三二九二五)、それによれば上記条文中の「医博」「内法術優」「呪禁博士亦准此」の部分は習書にもあり、同文である。しかし「取医人」に相当する部分は習書では「選医師」に復原でき、養老令とは異なることから、それは大宝医疾令の条文であろうとみられている。今回出土した木簡も当該箇所がそれと同じ語句であり、大宝令を書き写したものと判断できるとであろう。

(50)「撫使」は鎮撫使であろう。天平三年一月に畿内惣管とともに諸道鎮撫使が置かれている。鎮撫使の下には判官一人、主典一人が属した(同月丁卯条・癸酉条)。(51)(52)「造難波宮使」については、神亀三年一〇月に式部卿従三位藤原朝臣宇合の知造難波宮事

任命が見え(同月庚午条)、同四年二月には、「造難波宮雇民、免課役并房雜徭」とあり(同月壬子条)、難波宮の造宮が進んでいたことがわかる。その後天平四年九月に正五位下石川朝臣枚夫を造難波宮長官に任命し(同月乙巳条)、また同六年三月の難波宮行幸時に、造難波宮司の官人に禄を賜っている(同月丁丑条)。(54)播磨国按察使で天平元年前後で名前の知られる人としては、養老五年(七二二)六月に任じられた従四位上百済王南典がいる(同月辛丑条)。

(59)から(61)には親王・内親王の名が見えるが、いずれもおそらくその家政機関の官人の考課に関わるものであろう。(59)舎人親王は、養老二年正月一品に叙せられ(同月庚子条)、翌年一〇月には(60)に見える新田部親王と共に、宗室の年長として皇太子首皇子の輔佐を命じられた(同月辛丑条)。同四年八月知太政官事に就任(同月甲申条)、天平元年八月には光明立后の勅を宣した(同月壬午条)。

(60)には新田部親王の宮の蔵司が見える。親王は神龜元年二月聖武即位時に一品に叙せられ(同月甲午条、同五年七月乙卯条にも一品叙位記事がある)、同六年二月の長屋王の変の際には、舎人親王と共に王邸に出向き糾問にあたった(天平元年二月壬申条)。蔵司は後宮に同名の官司があるが、これは親王の宮に属する機関を示すものとして興味深い。なお右の二人の親王は、共に天平七年に死去している。また(61)には故吉備内親王と記されているが、内親王が長屋王の変で自害した後、「其家令帳内等並従放免」(天平元年二月甲戌条)という

措置が取られた。この木簡は彼女の家令、あるいは帳内の考課木簡の削屑であろう。そうであるなら天平元年のものと考えられよう。

(89)(90)に見える「能」は、考課令内外官条中に「応考者、皆具録一年功過行能、並集対読」とある能のこと。義解は「才芸為能」、集解所引の古記は「能、謂書算射騎之類、此二者(「行能」无預考」とする。正倉院文書中の大宝令制下の陰陽寮の考文とみられるものには、例えば中上を獲得した正七位上行陰陽師高金蔵について上日数・善・最とともに能として「太一 遁甲 天文 六壬式 算術 相地」をあげる(『大日本古文書』二四卷五五二～五五四頁「官人考試帳」、野村忠夫『律令官人制の研究』)。

考課の結果を記した木簡からすると、長上官・番上官両方のものが含まれている。(95)は考課令分番条に見える番上官の上等の理由「小心謹卓、執当幹了」、(96)は同じく中等の「番上無違、供承得濟」を記したものである。また(77)や(85)(86)の上日数や、(91)(92)(93)のように複数の考課結果を記したもの、さらに(102)や(116)など選に関わるものがあることからすると、ある年の考課に関わるだけでなく、成選に関係する木簡もあることがわかる。これは第三次補足調査出土木簡と同じ傾向である。(104)の天平元年八月五日は天平改元の当日の日付である。

(106)以下は建築部材や鉢・壺の個数を数えたものなどで、(105)までの木簡といささか内容を異にする。(116)に「選中造物」とあるよ

うに、考・選中行事を記したものが含まれているかもしれない。

このように今回出土の木簡を見てみると、年紀のあるものは天平元年(104)と同三年(105)であるが、その他のものも年代をある程度絞れるものは、ほぼその頃のものかと判断できる。記載内容からは、(50)鎮撫使木簡の天平三年一月以降というのが、最も新しい。また舎人・新田部親王の没年からすると、天平七年以前というのが、木簡群の時期の下限として一つの目安になる。そして削屑ということからすれば、木簡が不要になり再利用のため表面を削られてから、捨てられるまで長い期間があったとは考えられない。また出土したのが溝ではなく、掘立柱塀で囲まれた一郭内の井戸跡であるから、遠くから削屑をここに捨てに来たとは考えがたい。おそらく井戸のあった式部省東役所で生じた削屑が、そう期間を置かず、井戸の抜き取り跡に捨てられたものである。したがって木簡は天平三年一月からそう遠くない時期の一括投棄と考えられる。

第三二次補足調査では、その多くの木簡は南面大垣の北を流れる東西溝SD四一〇〇から出土し、その年紀は神龜五年から宝龜元年(七七〇)に及ぶが、神龜年間のものや発掘区の西端からのみ出土した。この結果から奈良時代前半においても、この近辺に式部省の存在が推定されたわけであるが、今回の木簡出土はそれを裏付けるものとなった。平安宮「宮城図」によると、式部省東役所の位置に相当する、式部省曹司の東隣には式町・式部省厨が所在する。式部省

地区では、当該時期の官衙遺構を検出できていないが、その東隣で天平年間の式部省関係木簡が出土したことは、その時期の式部省東役所が式部省本体ないしはそれに付属する官衙であったことを物語るものである。そして同役所の占地が奈良時代前半と、式部省官衙建物を検出した奈良時代後半で変わらないこと、その内部の前半における建物遺構の配置が疎であることは、おそらく東役所が奈良時代前半においても、式部省本体ではなく、それに付属する官衙であったことを示すものであろう。したがってその時期の式部省本体は、未検出ではあるが、式部省東第二堂の下層で検出した南北掘立柱塀と、南面大垣に先行する東西掘立柱塀で区画された中に位置したのではなからうか。そうであるなら、平安宮「宮城図」の式部省の位置は奈良時代前半にまで遡ることになり、第二次朝堂院の性格をめぐる論議にも一石を投じることになる。なお奈良時代中頃以降の式部省東役所も、大規模な基壇を有する建物や鍔銅遺構の存在など、一概に式部省の付属施設とみなしがたい点もあり、今後課題を残している。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九二年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六(一九九二年)

(館野和己)